

地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当調書

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

（歳入）

・地方消費税交付金	278,900 千円
内 社会保障財源化分	128,800 千円

（歳出）

・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

（単位：千円）

款 名称	項 名称	目 名称	予算額	財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	そ の 他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	そ の 他
3 民生費	1 社会福祉費	5 障害者医療費	57,081	27,115	0	6,814	23,152
		6 障害者福祉費	835,625	621,857	42	100,336	113,390
	2 児童福祉費	6 子ども医療費	73,972	31,229	0	8,798	33,945
		7 ひとり親家庭等 医療費	26,510	11,055	0	3,164	12,291
4 衛生費	1 保健衛生費	2 健康増進事業費	38,019	1,639	360	3,985	32,035
		3 予防費	47,733	0	0	5,703	42,030
合 計			1,078,940	692,895	402	128,800	256,843